

令和8年度

若狭町 特定不妊治療にかかる通院交通費助成のご案内

若狭町では、特定不妊治療を受けた方の経済的負担を軽減するため、通院にかかる交通費の一部を助成します。

助成の対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

1. 夫または妻のいずれか一方もしくは両方が、治療開始時から申請時まで、若狭町に住所があること
2. 夫婦双方とも町税等の滞納がないこと
3. 治療開始時において婚姻していること（事実婚を含む）
4. 治療開始時の妻の年齢が43歳未満の者であること
5. 通院に概ね60分以上の移動時間を有すること

助成対象となる交通費

令和8年4月1日以降に指定医療機関で行った特定不妊治療であり、別表のいずれかに該当する治療にかかる通院交通費。 ※必ず別表をご確認ください。

※診察を行わない薬や処方箋の受け取りのみ、カウンセリングのみ、支払いのみ等は対象外です。

※治療を受ける本人の通院交通費のみが対象です（同行者分は対象外）。

通院交通費の助成額

1回の治療にかかった通院交通費に0.8を乗じて得た額（上限6万円まで）。

例) 自家用車で片道100kmの医療機関に6回通院した場合

交通費: $100\text{km} \times 37\text{円} \times 2 = 7,400\text{円}$

有料道路料金: $2,530\text{円} \times 2 = 5,060\text{円}$

申請金額: $(7,400\text{円} + 5,060\text{円}) \times 6\text{回} \times 0.8 = 59,808\text{円}$

申請方法

必要書類を揃えて、健康医療課に提出してください。

1. 交通費助成金交付申請書・請求書（様式第1号）：1回の治療につき1枚必要
2. 通院証明書（様式第2号）：所定の様式に医療機関が記入してください。1回の治療につき1枚必要
3. その他添付書類：ETC利用証明書（領収証）等

申請期限

治療が終了した日の年度末（3月31日）まで。